

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年六月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年六月十日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鯨井狭山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川越市大字的場字東下沢二四三 番七地先から同市大字的場字東 下沢二三九番一地先まで		区 間
一二・〇〇ゝ 一二・二九	八・五八ゝ 八・五八	敷地の幅員 (メートル)
一〇四・八七		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考